

事業者に係るPCB廃棄物処理計画策定要領

(目的)

第1 この要領は、石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づきポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物を多量に保管する事業者が、計画的にPCB廃棄物を処分することにより、石川県内のPCB廃棄物の計画的な処理に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領の用語の意義は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、同法施行令及び同法施行規則の定めるところによるほか次のとおりとする。

(1) 「高圧トランス等」とは、PCBを含む高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気機器で10kg以上のものをいう。ただし、柱上トランス及び低濃度PCB汚染物を除く。

(2) この要領において「廃PCB等」とは、廃PCB及びPCBを含む廃油をいう。ただし、低濃度PCBを除く。

(対象範囲)

第3 この要領は、「高圧トランス等」及び「廃PCB等」を対象とする。

2 この要領は、石川県内の一事業場において高圧トランス等を10台以上保有している事業場に適用する。

(PCB廃棄物処理計画)

第4 事業者は、特別管理産業廃棄物処分業者と連絡調整し、事業場ごとに自社のPCB廃棄物処理計画を策定するものとする。

2 計画には以下の項目について定めるものとする。

(1) PCB廃棄物の適正な保管

(2) 安全な収集運搬

(3) 計画的な処分

(4) その他必要な事項

(処理計画の策定報告)

第5 事業者は、様式1によりPCB廃棄物処理計画を策定したことを別表に定める期限までに知事(金沢市内の事業場にあつては市長、以下「知事等」という。)に報告する。

2 事業者は、高圧トランス等に係る処分予定年度を変更した場合には、速やかに知事等に報告する。

3 報告書の提出部数は、1部とする。

(計画の変更の指導)

第6 知事等は、石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理に支障が生じると判断した場合は、PCBを保管する事業者に対し、計画の変更等について必要な指導及び助言を行うことができることとする。

附 則

1 この要領は、平成19年9月20日から施行する。

別 表

区 分	報 告 期 限
<p>30台以上の高圧トランス等を保有している事業場</p>	<p>平成20年6月30日 但し、特別管理産業廃棄物処分業者の都合により、PCB廃棄物処理計画を策定できない場合は、当該処分業者と協議調整が整った後、速やかに報告すること。</p>
<p>10台以上29台以下の高圧トランス等を保有している事業場</p>	<p>特別管理産業廃棄物処分業者から処分時期の連絡を受けてから速やかに報告すること。</p>